

八千代市立八千代台西小学校  
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定  
(最終改定 平成30年4月1日)  
令和4年 4月 1日改訂

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)  
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)  
いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ(平成28年11月)  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)  
八千代市いじめ防止基本方針(平成30年3月12日最終改定)

## はじめに

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、10月にはいじめ防止基本方針が示されました。これを参酌し、本校の実情を踏まえながら、PTAや学校評議員の皆様の意見を伺い、本校でも平成26年2月にいじめ防止基本方針を策定いたしました。いじめの防止、早期発見、早期対応等の総合的かつ効果的な対策の一層の推進のため、本校の基本方針を改めて見直し、以下のように改定いたしました。「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」、しかし、人として決して許されない行為であり、学校はこれを絶対に見逃さないという共通認識のもと、全教職員で今後ともいじめ防止に全力で取り組んで参る所存です。

## 1 基本理念について

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかしながらどの学校でも、どの児童でも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

### (2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より※以下、「法」という)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに

該当するか否かを判断する必要がある。

### (3) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供等を行う。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 組織名称と構成員、対応内容

#### ① 日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導推進委員会

構成員：生徒指導主任，特別支援コーディネーター，学年生徒指導担当，養護教諭

対応内容：情報収集と情報交換，教職員の共通理解事項の確認，早期発見に向けた取組，本基本方針に基づく実行・検証・改善など。

#### ② いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ対策委員会

構成員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，担任，関係学年職員，必要に応じてスクールカウンセラー

※重大事態発生時は，必要に応じてスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等，校長が必要と判断した者を加えることができる。

対応内容：事実確認，情報の共有化，指導・支援の対応方針決定，子どもへの指導・支援，保護者への支援，助言，関係機関との連携など。

### (2) 教職員以外の構成員

① 心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

② 福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

③ 地域の実情を把握している者(民生児童委員)

※重大事案には，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また，状況により市教委と相談し派遣を要請する。

## 3 いじめの未然防止について

### (1) 啓発活動について

#### ① 児童

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を，年間を通じて行う。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため，学級活動や学年集会，全校集会を利用し，周知する。
- ・次の態様はいじめであることを周知する。

冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言う。

仲間はずれ，集団による無視。

わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする。（軽重に関係なく）

金品をたかる，隠す，盗む，壊す，捨てる。（けんかやふざけ合いであっても）嫌なこと，恥ずかしいこと危険なことをさせる。

パソコンや携帯電話，スマホ等で誹謗中傷や嫌なことをする。

- ・必要に応じて，法第四条を紹介する。

## ②保護者

- ・入学説明会や年度当初の学校経営方針を説明する場，または文書等において，いじめ予防の方策や相談体制，対処の体制について紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において，いじめを受けた児童の変化の特徴などを紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において，学校以外の相談窓口等について紹介する。
- ・必要に応じて，法第九条を紹介する。

## ③地域，その他

- ・学校だよりの自治会回覧や学校ホームページを通じて，学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介する。
- ・学校だよりの自治会回覧や学校ホームページを通じて，学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。

## (2) 教職員について

### ①日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚をもつ。
- ・全ての児童に，公平に，愛情をもって接するように心がける。
- ・教職員と児童の間での呼称や話し言葉に敏感になる。
- ・正しいことと悪いことの区別をする。

### ②研修

- ・校内研修で，いじめに関する未然防止，早期発見，教育相談，情報モラル等の研修を行う。

### ③不祥事防止等

- ・教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長する場合があることを認識して指導にあたる。
- ・校長，教頭は，授業中の児童の様子について，適宜巡回し，把握する。

## (3) 学習指導全般について

### 各教科，領域

- ・校内研修で，全校に関わる授業規律等について共通理解する。
- ・各教科部会において，生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
- ・各教科部会において，一人一人に自己存在感をもたせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し，実践する。
- ・言語活動充実の視点からも，仲間と共に協力して学習する場面などを，学習内容に応じて適切に設定する。

(4) 道徳授業について

- ・週1時間の道徳の時間を大切にし、命の尊さについて児童に考えさせる。

(5) 計画委員会活動等について

①計画委員会活動

- ・役員主導で、いじめ撲滅に向けた呼びかけを実施する。(2学期)

②子どもサミット活動

- ・目的に向かって活動する中で、自主性を育てる。また、他校児童や地域の方とのかかわりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

(6) 特別クラブ、その他の活動について

①特別クラブ等指導

- ・教育活動の一環であることを全教職員が共通理解して指導にあたる。
- ・児童同士のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。
- ・年度当初の会議において、時期に応じた指導のねらいを明確にすることや指導にあたっての共通ルールを確認する。
- ・委員会活動等において、円滑な人間関係が築けているかを教職員が把握し、指導、支援にあたる。

②その他

- ・校内行事等の準備活動では、児童のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。

- 発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえる等の適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等(以下「被災児童等」という。)については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に係るいじめについて  
新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見

などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報の取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また、ワクチン接種に関してもワクチンを受ける又は受けないことによって、差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう継続的な指導を行う。

(8) 配付端末(PC・タブレット等)について

一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。

#### 4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)  
※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)  
※緊急調査を実施する場合有り
- ③八千代市教育委員会主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見, 早期対応
  - イ 期日 5月頃
  - ウ 方法 児童対象 質問紙による  
質問紙作成: 教育委員会 集計, 分析: 当該校教職員
  - エ 報告 集計後, 教育委員会指導課へ提出  
重大事態と判断される場合は直ちに報告
  - オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応  
※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見, 早期対応
- イ 期日 第1回 7月頃  
第2回 10月頃  
第3回 2月頃
- ウ 方法 児童対象 学校独自質問紙による
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見, 早期対応
- イ 期日 第1回 7月頃  
第2回 10月頃  
第3回 2月頃
- ウ 方法 児童対象
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告

オ 対応 項目 6, 7, 8 に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・登下校時の様子については、学級担任以外の教職員で観察する。特に、ぎりぎりでの登校が目立つ場合などは留意する。
- ・朝の健康観察では、表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。
- ・授業開始時の雰囲気や一人で遅れて教室に入ってくる児童などに留意する。
- ・授業中のグループ活動時の様子や正しい発言に対する冷やかしなどに留意する。また、適切に指導する。
- ・給食時の人間関係を注意深く観察する。また、人気のあるメニューを譲っていたり人気のないメニューが多く盛られていないかなどに留意する。(おかわりの仕方等, ルールの徹底が大切)
- ・清掃時には、担任だけでなく、担当場所の教職員も人間関係を注意深く観察する。特に、みんなが嫌がる場所を一人で清掃している場合などは留意する。
- ・休憩時間等は、トイレや空き教室、階段の踊り場など、できるだけ死角をつくらぬような教職員の動線、人的配置を行う。
- ・言葉の荒れや服の汚れに留意する。
- ・用がないのに保健室などに行ったり、階段などをふらふらしたりしている児童に留意する。
- ・退勤前に、教室の整理、観察を行う。また使用している空き教室やトイレにも注意を払う。
- ・校長、教頭は、教職員からの報告を待つだけでなく、自らも児童の人間関係などの情報を集めるよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・子どもの様子で気になることがあった場合には、些細なことであっても担任まで連絡を入れてほしいこと、逆に学校からも気になることは連絡することの協力体制について依頼する。

## 5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・教育相談日を、毎月1～2回、金曜日に位置づけ、学校・学年だよりで周知する。教育相談日以外でも、随時相談を受け付ける。
- ・全職員が相談窓口であるという認識をもつ。
- ・相談、通報してきた児童には、心を込めて誠実に対応することを心がける。
- ・心の相談ポストを設置する。(保健室前)

②学校以外

年度当初、全児童へ、SOSカード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、児童と保護者に周知する。

〔おもな相談窓口（緊急）〕

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

〔おもな相談窓口（一般）〕

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話・面接(月～金)9:00～16:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)8:30～17:00 面接(月～金)8:30～17:00 要予約
中央児童相談所(子供家庭110番)	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)9:00～17:00 面接要予約
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

〔おもな連絡機関〕

機 関 名	電話	そ の 他
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・年度当初の全校集会，学年集会，学級活動等において，相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。

## 6 いじめを認知した場合の対応について(重大事態ではない場合)

### (1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は，事実確認が十分でなくとも報告する。  
発見者(通報を受けた者)→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長  
※上記は原則のため，状況に応じて変更する。

### (2) 対応について

#### ①認知の判断

生徒指導推進委員会が，いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし，判断材料が不足している場合には，関係者の協力のもと，事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については別項8を参照する。

#### ②認知後の対応

- ・組織を中心に，対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。
  - ア 徹底して守り抜くことを本人，保護者に伝える。
  - イ 今後の対応について説明し，不安な点を聴取し，対応策を示す。
  - ウ 細かな点に配慮した対応について，具体例を示す。
- ・いじめを行った児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行う。
- ・いじめを行った児童が，いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた児童の保護者へは，できるだけ早い段階で事実を伝える。また，調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・いじめを行った児童の保護者への事実の通知も，できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては，不適切な書き込み等，被害の拡大を防ぐため，直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。また，必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお，いじめを受けた児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・組織を中心に，再発防止策を協議する。
- ・早期に警察等への相談，通報が必要となる場合があることを全教職員が認識する。

※いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例

強制わいせつ罪(刑法第176条) 傷害罪(同204条) 暴行罪(同208条)

強要罪(223条) 窃盗罪(同235条) 恐喝罪(同249条)

器物破壊罪(同261条) 脅迫罪(同222条) 侮辱罪(同231条)

名誉毀損罪(同230条) など

### (3) いじめの解消の定義について



いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

**【いじめが解消している状態】（国基本方針より）**

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## **7 指導について**

**(1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について**

- ・いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、民生児童委員など)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ・つながりの深い教職員を中心に、できるだけ早期に家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。

**(2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について**

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ。
- ・つながりの深い教職員を中心に、できるだけ早期に家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるように留意する。
- ・必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。

**(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について**

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて学年・学校集会などを開き、一人や数人の問題ではなく、仲間全体の問題として考え合ったり、不要なうわさ話などが広がらないように指導したりする。

## 8 重大事態への対処について

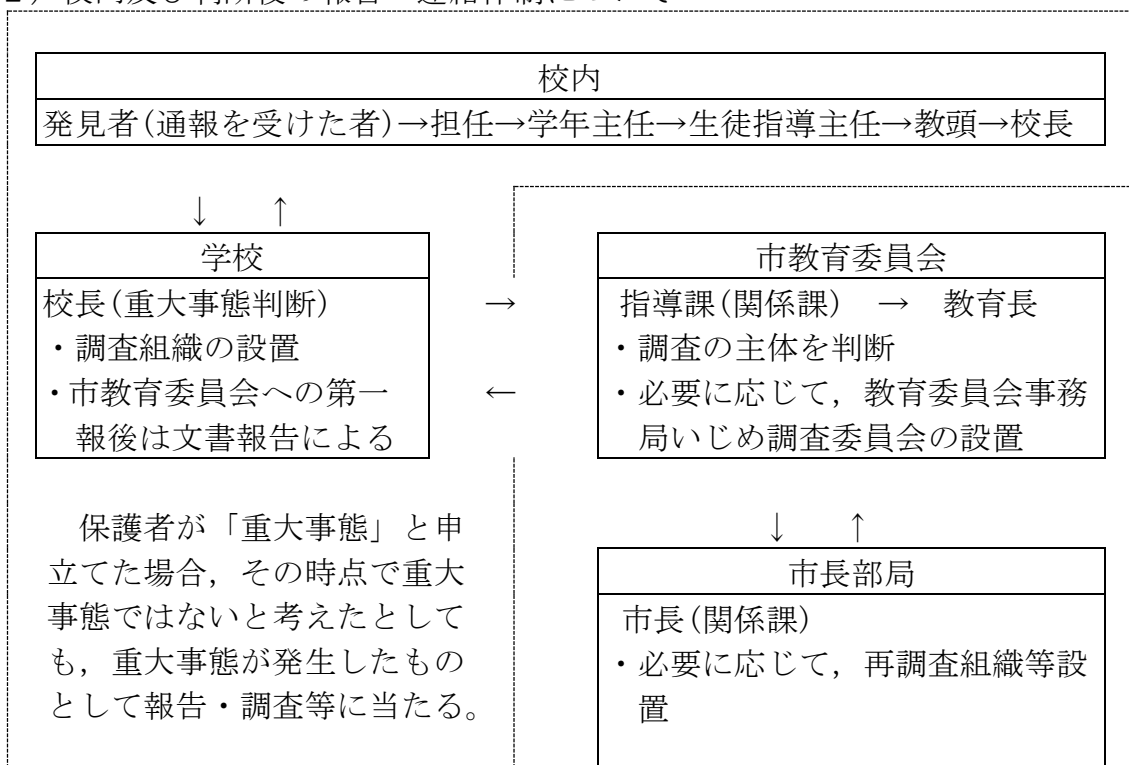
「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処に当たるものとする。

### (1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

### (2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況によって変更あり

### (3) 対処について

#### ①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童保護者等への情報提供をする旨を、在校生とその保護者に説明してから実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成26年7月改訂 児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

#### ②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

## 9 公表、点検、評価等について

### (1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針概要掲載 4月
- ②年度当初「学校だより」等への公表の掲載

### (2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

### (3) 評価について

#### ①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。 1月頃

#### ②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議員会開催時

#### ③ 教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。 2月頃

### (4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のために、より実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。